

福岡県におけるたばこ対策の取組

1 基盤整備

○ 福岡県たばこ対策推進会議

学識者や医師会、事業所等で構成する「福岡県たばこ対策推進会議」を開催し、たばこ対策の三本柱である「禁煙支援」、「20歳未満の者の喫煙防止」、「受動喫煙」の具体的な方法について協議し、県民の健康増進を目的としたたばこ対策の方向付けを行う。

【福岡たばこ対策推進会議開催実績（令和6年度）】

- ・健康増進課 1回開催

○ 地域におけるたばこ対策の推進

保健福祉（環境）事務所を中心に、市町村、関係団体、事業所等で構成する「地域・職域連携会議」等を活用して、地域たばこ対策推進会議を開催し、地域の実情に応じたたばこ対策を協議し、具体的な取組を推進する。

【地域たばこ対策推進会議開催実績（令和6年度）】

- ・保健福祉（環境）事務所 延べ 11回（WEB会議含む）開催

2 禁煙支援

○ 卒煙サポート事業

福岡県薬剤師会と連携して研修会を実施し禁煙相談員を養成する。

禁煙相談員のいる薬局（「卒煙サポート薬局」）では卒煙サポート薬局ステッカーを掲示し、禁煙を希望する方から相談を受け、禁煙支援を行う。

【禁煙相談員養成研修の開催】

日時：令和7年8月24日（日）

内容：①「新型タバコ・AI時代の禁煙支援」

東北大学大学院 医学系研究科

公衆衛生学専攻公衆衛生学分野准教授 田淵 貴大 氏

②「青少年に対する喫煙防止教育」

横浜薬科大学 レギュラトリーサイエンス研究室

准教授 田口 真穂 氏

《卒煙サポート薬局ステッカー》



年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
研修受講者数	145(48)	183(62)	141(48)

※()内の数は新規受講者

【禁煙相談員数及び卒煙サポート薬局数推移】(R7.12末時点)

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
禁煙相談員数	1,445	1,507	1,555
卒煙サポート薬局数	876	912	936

【卒煙サポート薬局に係るアンケート調査】

現在の卒煙サポート薬局の実態把握のため、アンケート調査を1月下旬から実施している。回答は、2月27日（金）締切としている。

○ 妊婦向け喫煙防止対策

県内の産婦人科等がある医療機関や診療所、助産所、市町村から追加で配布したい旨の連絡があり、今年度も追加で送付した。

3 20歳未満の者の喫煙防止対策

○ 喫煙防止教育

20歳未満の者の喫煙を防止するため、喫煙防止啓発リーフレットを作成し、学校等と連携して喫煙が健康に及ぼす影響について、喫煙防止教育を実施する。

喫煙防止啓発リーフレットは、高校や学校薬剤師から授業で使用したい旨の連絡があり今年度も追加で送付した。

4 受動喫煙防止対策

(1) 目的

改正健康増進法の趣旨や施設等の管理者の責務について周知することを通じて、望まない受動喫煙の防止の徹底を図ることを目的とする。

(2) 実施内容

① 広報・啓発

- ・ 県ホームページを通じて改正法の趣旨等を情報提供
- ・ 出先機関に対し、厚生労働省が作成したポスターを配布・掲示依頼

② 既存の経営規模の小さい飲食店（既存特定飲食提供施設）の経過措置に係る届出の受付（R8年1月末時点）

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
件数	234	506	19	4	0	3	0

(3) 相談への対応

健康増進法違反の疑いのある施設について、県民から情報提供があり、当課の担当者が電話等による指導・助言を行った件数等（R8年1月末時点）

年度	指導・助言			①のうち立入検査を行った件数
	件数 ①	第1種施設	第2種施設	
令和2年度	37	2	35 (15)	2
令和3年度	7	1	6 (1)	0
令和4年度	16	0	16 (2)	2
令和5年度	14	2	12 (2)	0
令和6年度	9	0	9 (6)	0
令和7年度	7	1	6 (2)	0

※（ ）：飲食店の件数

5 COPD（慢性閉塞性肺疾患）等に関する普及啓発

たばこがCOPD（慢性閉塞性肺疾患）や健康に及ぼす影響について、県民の理解を深めるため、正しい知識の普及啓発を行う。

○ 11月19日「世界COPDデー」における取組み

天神中央公園旧福岡県公会堂貴賓館をゴールドにライトアップした。

公式SNSやふくおか健康ポイントアプリで県民に周知した。

○ ふくおか健康づくり県民運動情報発信サイトを活用した情報発信

県が健康に関する様々な情報を発信しているインターネットサイトに、たばこやCOPDに関する情報を掲載 (<https://www.kenko.pref.fukuoka.lg.jp/>)



6 庁内での取組

- 共有部分の職場巡視時に、本庁舎の特定屋外喫煙場所において、エリア内で喫煙がなされているかなどの状況を確認。（年2回）
- 職員に対し、共済事業の禁煙外来治療費助成金制度を周知。（行コミのインフォメーションで地方職員共済組合員に対する文書を掲載し周知、メールで各所属長あてに組合員への周知依頼。）
- 職員に対し、勤務時間内の喫煙は禁止されている旨の注意喚起を行コミのインフォメーションで周知。
- 職員から受動喫煙等に係る意見や要望がある場合は、本庁衛生委員会、各部連絡協議会等を通じて、関係部署と連携しながら随時対応。（令和7年度(1月末時点)：0件、令和6年度：0件、令和5年度：0件、令和4年度：1件）